

令和2年度

## 第2回江別市緑化推進審議会

日時 令和2年7月14日(火)

午後1時30分～

場所 江別市民会館小ホール

### 次 第

1 開 会

2 議事

(1) 報告事項

報告第1号 緑化関連事業の実施経過及び今後の予定について

報告第2号 環境緑地保護地区等行為通知書の受理について

(2) 審議事項

議案第1号 江別市指定樹木の選定について

議案第2号 江別市保存樹木の選定について

3 その他

4 閉 会

「スマホより 横断歩道の 僕を見て」

～交通安全年間スローガン(全日本交通安全協会)より～

【配付資料】

- 資料1 緑化関連事業の実施経過及び今後の予定について・・・3ページ
- 資料2 環境緑地保護地区等内行為の通知について・・・4～16ページ
- 資料3 江別市保存樹木職種一覧・・・・・・・・・・・・・・17ページ
- 資料4 江別市緑化推進条例・・・・・・・・・・・・・・18ページ
- 資料5 江別市緑化推進条例施行規則・・・・・・・・・・・・19～22ページ

## 報告第 1 号

## 令和 2 年度 緑化関連事業の実施経過及び今後の予定について

令和 2 年度の緑化関連事業は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、予定していた事業の中止や実施内容等の検討を行っております。

## 1 中止となった事業

- ・事業名：第 45 回市民植樹
- ・事業内容等：野幌地区都市緑地で、エゾムラサキツツジ・チシマザクラ・ヤマボウシ・ヤマツツジなど 14 樹種計 40 本の植樹を予定。

## 2 検討中の事業

- ・事業名：第 18 回石狩川流域 300 万本植樹 in えべつ
- ・事業内容等：平成 5 年開催の「石狩川サミット（48 自治体参加）」において、水と緑の回廊づくりを申し合わせ、流域住民 300 万人の「一人一本」をコンセプトに実施。江別市では平成 15 年に開始。実行委員会を組織し実施しており、事業費のうち苗木等は札幌開発建設部（江別河川事務所）で負担している。312 本程度（令和元年度と同程度）の植栽を予定。

## 3 実施及び今後実施予定事業

No.	事業名	時期	事業内容等
1	名木百選ウォッチング	9 月 8 日(火)	保存樹木 10 本程度の見学を予定。
2	地域緑化事業	5 月～	2 月現在の令和 2 年度申込、自治会等 4 団体に対し、サクラ類 26 本の苗木、資材を提供予定。
3	保存樹木等治療	11 月～	保存樹木 1 本の治療を予定。
4	花のある街並みづくり事業	4 月～2 月	花苗 68,000 株の斡旋を実施。市内の花壇や花植え活動を紹介するため、9 月から 11 月にかけて「花のある街並みづくり写真展」を開催予定。2 月上旬に講演会の開催を予定。

## 環境緑地保護地区等内行為の通知について

前回の審議会開催以降、環境緑地保護地区等内において、1 件の行為の通知（木竹の伐採等）がありましたので、報告いたします。

## 1 行為の内容

事業名：屯田兵村林治山事業（令和 2 年 6 月 1 7 日受理）

- ①保護地区の名称 屯田兵村林
- ②行為の種類 樹木の伐採
- ③行為の目的 平成 3 0 年 9 月 5 日台風 2 1 号による風倒木処理
- ④施行面積 6 1, 0 0 0 m<sup>2</sup>
- ⑤工事施行予定者 江別市長（農業振興課）

2 行為通知書（写） 別紙 1 のとおり

3 関係法令 別紙 2 のとおり

別記第 5 号様式

2 環 第 84 号  
令和 2 年 6 月 22 日

通知者 江別市長 三好 昇 様  
(経済部農業振興課)

江別市長 三 好 昇

屯田兵村林環境緑地保護地区内における行為の通知について

令和 2 年 6 月 16 日付けで通知のありましたことについては、6 月 17 日受理いたしました。

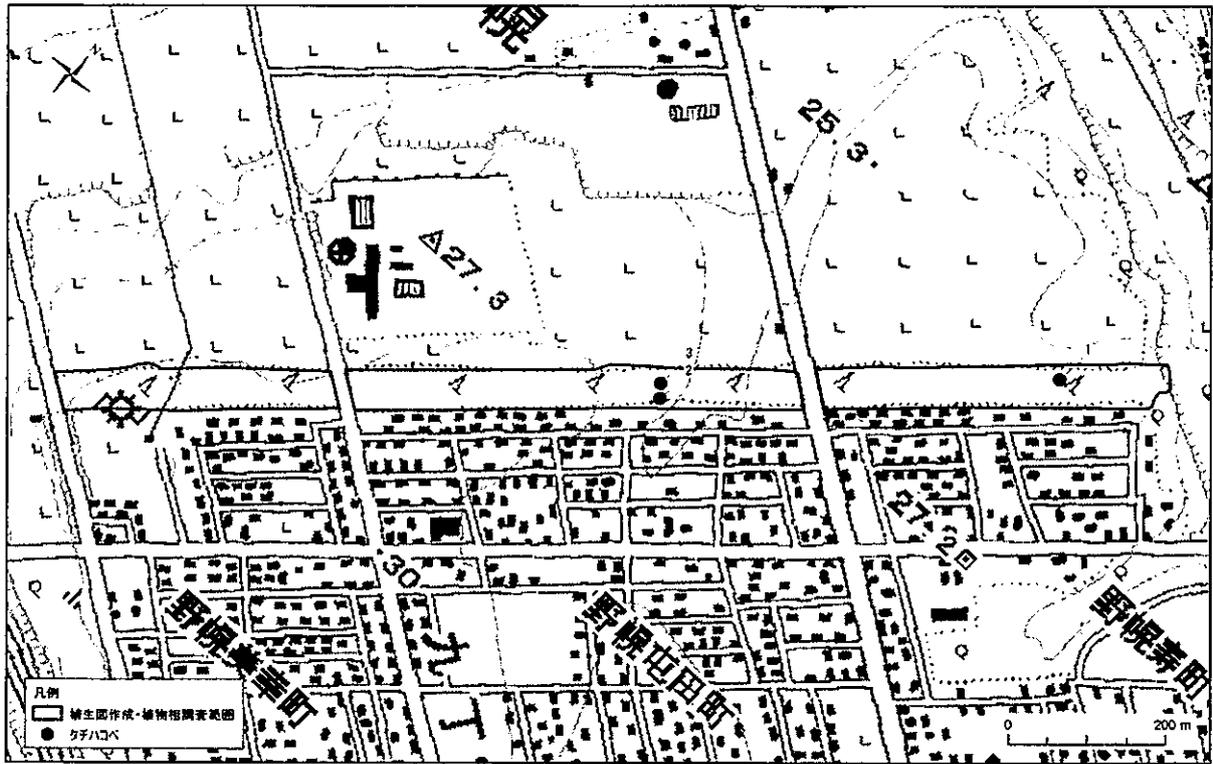
なお、事業の実施にあたりましては、次の事項について十分配慮されるようお願いいたします。

記

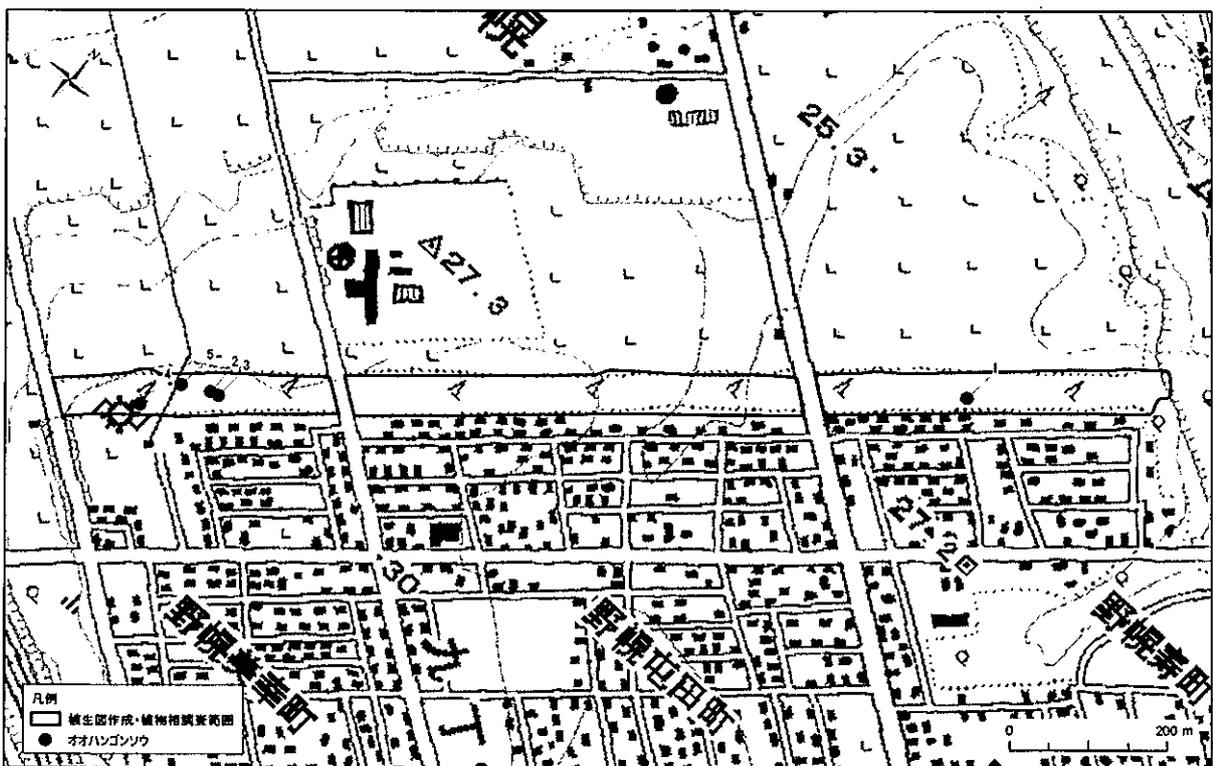
- 1 本件行為予定地内（別添資料 1 参照）に、タチハコベ（絶滅危惧Ⅱ類）やオオハンゴンソウ（特定外来種）の植生が確認されていることから、希少種の保全及び外来種の防除に努めてください。
- 2 本件行為予定地内で活動を行う野幌高等学校科学部より、在来郷土草本種であるフクジュソウ群落、ユキザサ群落（別添資料 2 参照）についても保全の要望がありましたので、作業に当たって保全に努めてください。
- 3 工所用資材や行為で発生する残土、伐採材を適切に処理し、当該保護地区への資質に極力影響の無いよう努めてください。

(生活環境部環境室環境課)

タチハコベ位置図



オオハンゴンソウ位置図

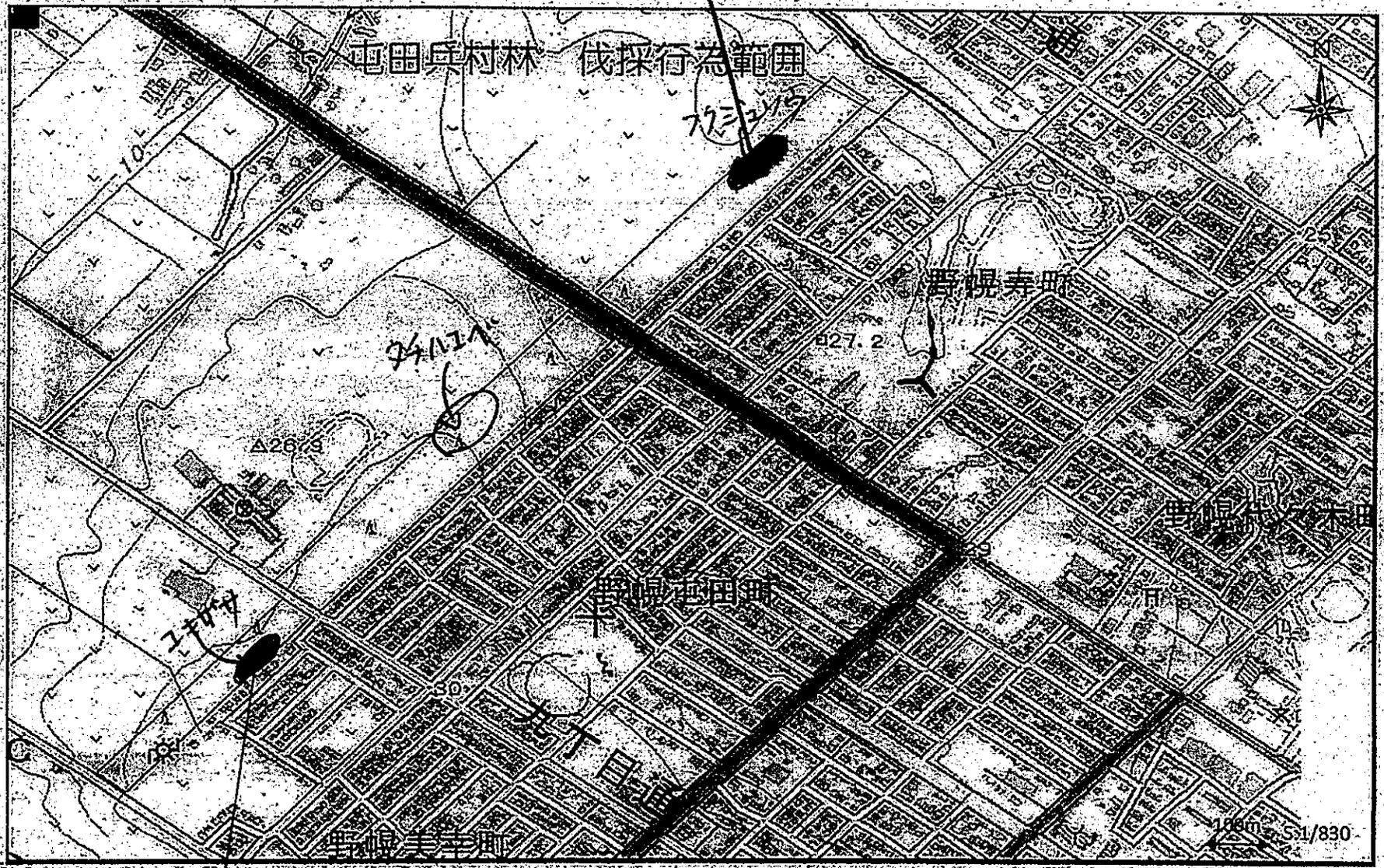


科名	種名	地点No. ※	確認状況
ナデシコ	タチハコベ	1	7個体
		2	2個体
		3	5個体

科名	種名	地点No. ※	確認状況
キク	オオハンゴンソウ	1	20個体
		2	29個体
		3	5個体
		4	19個体
		5	1個体

※地点No.は図面上の数字と対応

フクジュソウ



ユキザサ

到達年月日	整理番号

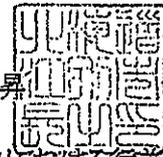
環境緑地保護地区等内行為通知書

令和2年6月16日

江別市長 三好 昇 様

江別市高砂町6番地

江別市長 三好 昇



北海道自然環境等保全条例第29条第1項の規定により環境緑地保護地区等内における行為について、次のとおり通知します。

保護地区の名称	屯田兵村林	
行為の種類	樹木の伐採	
行為の目的	平成30年9月5日台風21号による風倒木処理	
行為地の地名、地番及び地目	江別市元野幌702-1、704-1、706番地内	
行為地及びその付近の状況	江別市元野幌に位置する樹林帯で、ドイツウヒ、カラマツ、トドマツを主要樹種として構成される高齢級針葉樹林帯	
施行計画の概要	施行面積	6.10ha(環緑指定S47.3.1 12.0ha)
	施行の方法	治山事業(森林法第10条の15第4項第4号)により実施
	工事施行予定者の住所及び氏名	札幌市中央区南3条西12丁目320-20 札幌森ビル3 5階 株式会社北海道造園コンサルタント 代表取締役 笹本 知
	関連工事の概要	伐採樹木の搬出(江別市農業振興課)
予定年月日	着手	令和2年7月27日
	完了	令和2年11月20日

備考

1 添付図面

- (1) 行為の位置を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の1以上の図面

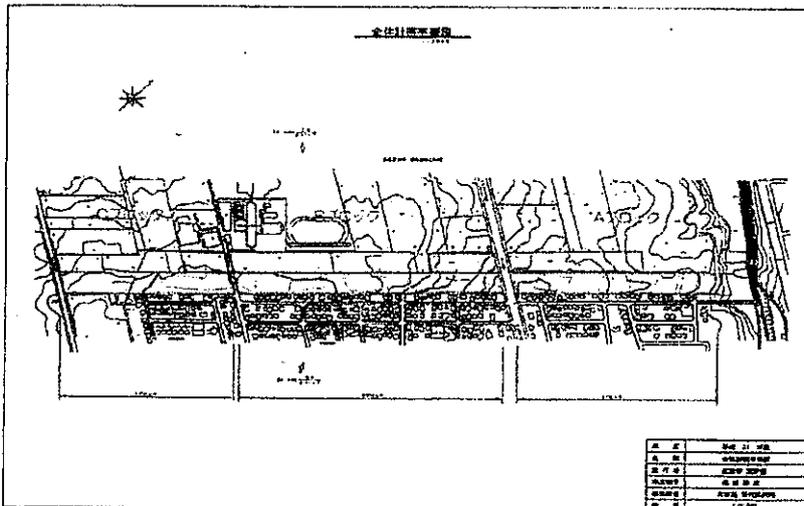
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 氏名欄に署名した場合、押印を省略することができます。





元野幌地区（兵村防風林）



元野幌地区（兵村防風林）

平成30年9月5日未明

台風21号は西日本（近畿・大阪方面）から上陸し、日本海側へ抜けた後北上し広く道内を暴風圏に巻き込んだ。

札幌市 最大瞬間風速 33.2m/s

江別市 最大瞬間風速 33.1m/s

※この台風で関西国際空港が広く冠水し、停泊していた船が関西国際空港へアクセスする道路橋（鉄道併用）に衝突する。



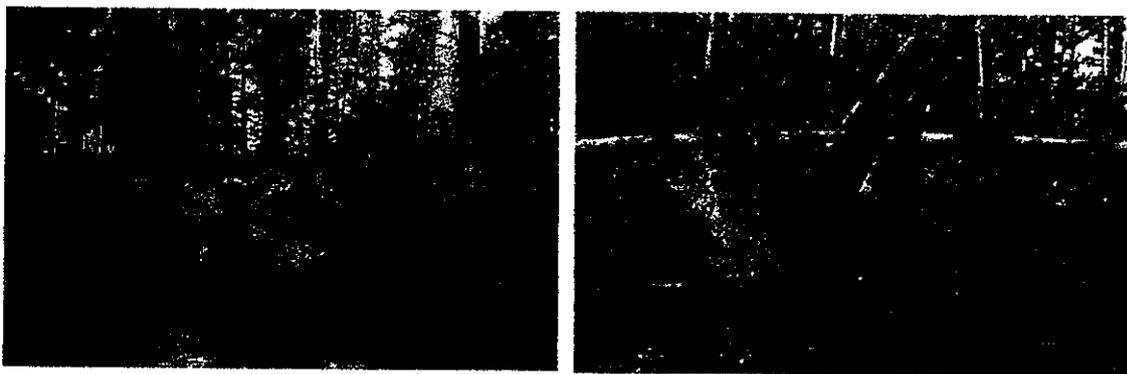
## 兵村防風林での風倒被害



左からAブロック（寿町）・Bブロック（屯田町）・Cブロック（美幸町）

いずれの防風林も高木となった針葉樹の倒木が顕著で、特にA・Bブロックの被害は顕著  
また、病害虫等に罹病し腐朽が進んでいた樹木の幹折れ等が自立って発生している。

## Aブロック 寿町 風倒木被害の状況



・カラマツを中心に江別市街側の被害が顕著に発生しています。

・また、かかり木や幹割れなどの状態で生立している被害木も点在しています。

・大径木（直径が40cmを超える）や周辺の倒木を受けての二次的な被災木（ドミノ倒しの様相）が散見されます。

#### Bブロック 屯田町 風倒木被害の状況

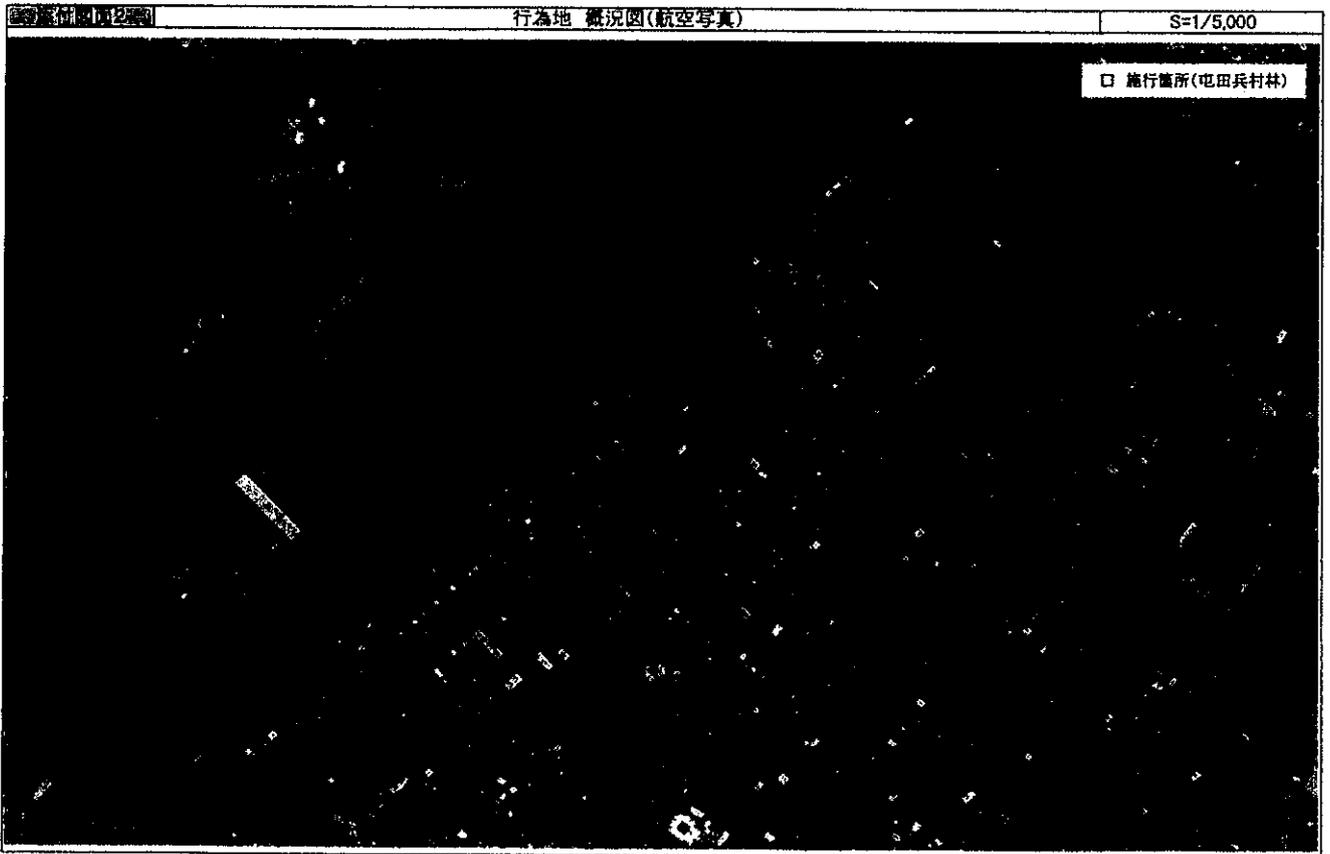


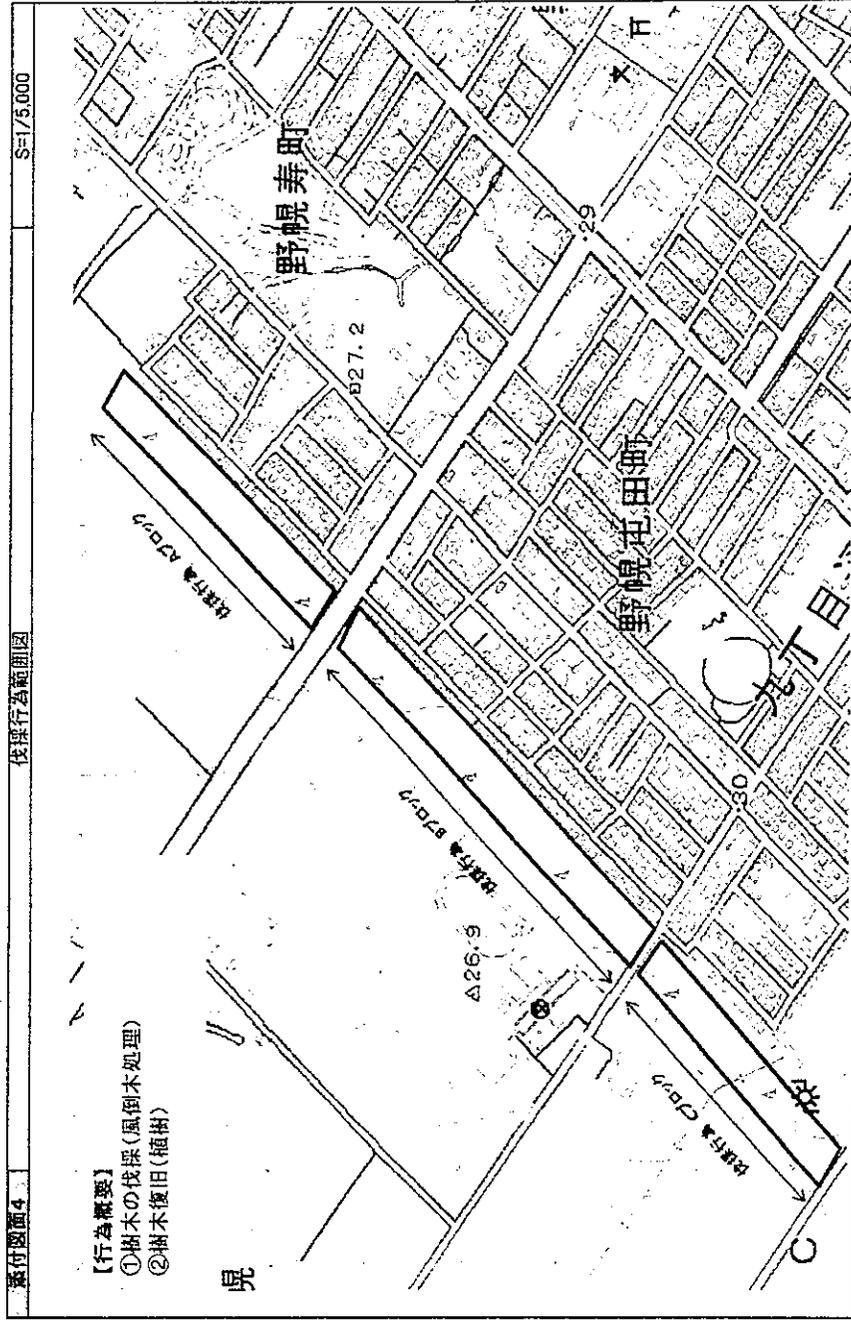
- ・カラマツを中心に被害が顕著に発生しています。
- ・Aブロック同様、かかり木や幹割れなどの状態で生立している被害木も点在しています。
- ・大径木（直径が40cmを超える）や周辺の倒木を受けての二次的な被災木（ドミノ倒しの様相）が散見されます。
- ・トドマツやヨーロッパアカマツ、ヨーロッパトウヒ等の群生整備箇所の被害も顕著で、部分的な被害面積が大きく発生もしています。

#### Cブロック 美幸町 風倒木被害の状況



- ・トドマツを中心に被害が顕著に発生していますが、A・Bブロックに比較し被害が散発となっています。
- ・A・Bブロック同様、かかり木や幹割れなどの状態で生立している被害木も点在しています。
- ・大径木（直径が40cmを超える）トドマツ、カラマツにあっては、腐朽の度合いも顕著に進行し、危険木となる可能性があります。





## 北海道自然環境等保全条例（関係部分抜粋）

（国等に関する特例）

第21条（略）

2（略）

3 知事は、第19条第1項の規定による届出の例による通知があった場合において、道自然環境

保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、自然環境の保全のためにとるべき措置について協議を求めるものとする。

（環境緑地保護地区等における行為の届出）

第25条 環境緑地保護地区等の区域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

- (1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 規則で定める木竹の伐採を行うこと。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3～6（略）

（国等に関する特例）

第29条 国の機関等は、第25条第1項又は前条第1項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

2 第21条第3項の規定は、前項の通知があった場合について準用する。

## 江別市保存樹木樹種一覽



令和2年3月31日現在

樹種	江別	野幌	大麻	計	樹種	江別	野幌	大麻	計
ハルニレ	5		3	8	オニグルミ			1	1
イチイ	2	3	1	6	ギンドロ	1			1
エゾヤマザクラ		4	1	5	コウヤマキ		1		1
ブナ	1	4		5	コナラ			1	1
イチョウ	4			4	サワグルミ		1		1
ケヤキ	2	1	1	4	シラカンバ		1		1
クリ		3	1	4	スギ		1		1
サワラ	1	3		4	ストローブマツ	1			1
キハダ	2		1	3	ツルアジサイ		1		1
シナノキ		1	2	3	トドマツ		1		1
アカマツ	2			2	ニセアカシア		1		1
キタコブシ		2		2	ハリギリ (センノキ)	1			1
キリ		1	1	2	ヒメリンゴ			1	1
クロマツ	1	1		2	プラタナス	1			1
シダレヤナギ	1	1		2	ベニイタヤ	1			1
トチノキ	1	1		2	ホオノキ			1	1
ナナカマド		2		2	ミズナラ			1	1
メタセコイア		2		2	ヤチハンノキ		1		1
ポプラ		2		2	ヤマモミジ		1		1
ヤチダモ	1	1		2	ユリノキ		1		1
アメリカキササゲ	1			1					
イタヤカエデ		1		1					
合 計						29	43	16	88

## 江別市指定樹木樹種一覽

アカマツ	1			1	ミズキ	1	1		2
アサダ		1		1	ミズナラ		1		1
イチョウ	1			1	ミヤマザクラ			1	1
イヌエンジュ	1			1	メタセコイア			1	1
カラマツ		1		1	ヨーロッパトウヒ	1			1
改良ポプラ			1	1					
キタコブシ		1		1					
シナノキ		1		1					
トチノキ		1		1					
トドマツ		1		1					
ハリギリ		1		1					
合 計						5	9	3	17

## 江別市緑化推進条例（関係部分抜粋）

昭和59年3月31日条例第12号

## 第3章 緑の保全

## （保存樹木等の指定）

第6条 市長は、緑豊かな環境の確保及び美観風致を維持するため、別に定める基準の樹木又は樹林を、その所有者又は権利者（以下「所有者等」という。）の同意を得て保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により保存樹木等の指定をしたときは、当該保存樹木等の所有者等に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、他の法令等に定める保存樹木等については適用しない。

## （標識の設置）

第7条 市長は、保存樹木等を指定したときは、別に定める標識を設置しなければならない。

## （保存の義務）

第8条 何人も保存樹木等が大切に保存されるよう努めるものとし、所有者等は、保存樹木等について枯死又は損傷の防止その他保存に努めなければならない。

## （保存樹木等の届出）

第9条 所有者等が、保存樹木等の保護又は育成に影響を及ぼす行為を行おうとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該保存樹木等の指定の目的を達成するために必要があると認めたときは、その届出をした者に対し、必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

## （指定の解除）

第10条 市長は、保存樹木等について指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。

2 所有者等は、保存樹木等について保存できない特別の理由が生じたときは、市長に対し、当該保存樹木等の指定の解除を申請することができる。

3 市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めたときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

4 市長は、第1項及び前項の規定により、保存樹木等の指定を解除したときは、当該保存樹木等の所有者等に通知しなければならない。

## 江別市緑化推進条例施行規則

昭和59年3月31日規則第18号

## 改正

平成元年8月5日規則第42号

平成2年4月17日規則第16号

平成9年3月31日規則第23号

平成14年3月29日規則第14号

平成16年4月1日規則第23号

平成17年3月31日規則第5号

## 江別市緑化推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、江別市緑化推進条例（昭和59年条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(保存樹木等の指定基準)

第2条 条例第6条第1項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 保存樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容がすぐれているもの

ア 樹木の胸高直径が70センチメートル以上のもの

イ 樹高が10メートル以上のもの

ウ 低木にあっては高さが2.5メートル以上で、かつ、樹冠の直径が3.5メートル以上のもの

エ ツル性の植物にあっては、緑被面積が30平方メートル以上のもの

(2) 保存樹林については、その集団に属する樹木が健全で、かつ、集団の樹容がすぐれているもので、樹林の規模がおおむね2,000平方メートル以上であるもの

(3) その他市長が必要と認めたもの

(同意書)

第3条 条例第6条第1項の規定により所有者等の同意を得る場合は、保存樹木等指定同意書（第1号様式）によるものとする。

(指定通知書)

第4条 条例第6条第2項の規定による保存樹木等の指定の通知は、保存樹木等指定通知書（第2号様式）によるものとする。

(保存樹木等の適用除外)

第5条 条例第6条第3項の規定する適用除外の保存樹木等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項、第70条第1項若しくは第98条第2項の規定により指定又は仮指定された樹木若しくは樹木の集団

(2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された保安林に係る樹木の集団

- (3) 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第22条第1項若しくは第23条第1項の規定により指定された樹木若しくは樹木の集団
- (4) 国又は他の地方公共団体の所有若しくは管理に係る樹木若しくは樹木の集団で、前各号に掲げる以外のもの
- (5) 江別市文化財保護条例（昭和44年条例第20号）第6条第1項の規定により指定された樹木若しくは樹木の集団  
（標識）

第6条 条例第7条の規定により市長が設置する標識には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 保存樹木・保存樹林の名称
- (2) 指定理由
- (3) 指定番号
- (4) 指定年月日
- (5) 所有者又は管理者  
（届出）

第7条 条例第9条第1項の規定する樹木等の生育に影響を及ぼす行為とは、次の各号に掲げるものとし、届出は、保存樹木等の行為届出書（第3号様式）によるものとする。

- (1) 通常保育の目的以外の枝条せん定
- (2) 移植
- (3) 伐採（造林地にあつては保育を目的とする間伐以外の伐採）
- (4) 10立方メートル以上の土砂の採取
- (5) その他市長が必要と認めたもの  
（指定解除申請書）

第8条 条例第10条第2項の規定による保存樹林等の指定解除の申請は、保存樹木等指定解除申請書（第4号様式）によるものとする。  
（指定解除通知書）

第9条 条例第10条第4項の規定による保存樹木等の指定解除の通知は、保存樹木等指定解除通知書（第5号様式）によるものとする。  
（対象となる宅地造成等）

第10条 条例第13条の規定に基づき、市長と協議を要する宅地造成その他土地の形質変更は、次の各号に掲げる事業を対象とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発行為で、開発区域の面積が3,000平方メートル以上の開発事業
- (2) 公社・公団が行う開発事業
- (3) 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）による新住宅市街地開発事業
- (4) 地方公共団体が行う開発事業
- (5) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による区画整理事業  
（記念植樹の参加申込み）

第11条 条例第16条第2項の規定に基づく記念植樹に参加しようとする者は、記念植樹参加申込書（第6号様式）により市長に申し込まなければならない。

(会長及び副会長)

第12条 条例第19条の規定に基づき設置される江別市緑化推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ、会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第13条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、生活環境部において行う。

(運営等)

第15条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年8月5日規則第42号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて行われた申請その他の行為は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて行われたものとみなす。

3 この規則施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則 (平成2年4月17日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の江別市職員提案規則等の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年3月31日規則第23号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第14号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則により定められた様式  
用紙については、当分の間、これに所要の補正を加えて使用することができる。